○防災庁告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同令第三十二条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律（次号において「法」という。）第五章第四節第一款から第三款までに定める権限又は事務のうち別表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任する。

二　内閣総理大臣の所掌に係る法第五章第四節第一款から第三款までに定める権限又は事務のうち開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものについては、統括官（総合政策担当）付参事官（総括担当）において処理する。

三　委任の効力の発生する日

令和八年十一月二日

別表

統括官（総合政策担当）	統括官（総合政策担当）
統括官（災害事態対処担当）	統括官（災害事態対処担当）
統括官（防災計画担当）	統括官（防災計画担当）
統括官（地域防災担当）	統括官（地域防災担当）

○防災庁告示第二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、防災庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（次号において「法」という。）第二章に定める権限又は事務のうち別表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、開示請求の受付、開示請求書の記載の補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

二　内閣総理大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち開示請求の受付、開示請求書の記載の

補正の要求及び開示請求に係る手数料の徴収に係るものについては、統括官（総合政策担当）付参事官（総括担当）において処理する。

三　委任の効力の発生する日

令和八年十一月二日

別表

統括官（総合政策担当）	統括官（総合政策担当）
統括官（災害事態対処担当）	統括官（災害事態対処担当）
統括官（防災計画担当）	統括官（防災計画担当）
統括官（地域防災担当）	統括官（地域防災担当）

○防災庁告示第三号

防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和八年防災庁令第三号）第三条、第四条第一項及び第二項第三号、第八条並びに第九条第三項の規定に基づき、電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

第一条　防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、防災庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第二条　規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学式読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学式読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

第三条　規則第四条第二項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下この条において同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（同項第一号に規定するものを除く。）とする。

第四条　規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第五条　規則第九条第三項に規定する場合とは、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であって、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防災庁告示第四号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第二項及び第三項ただし書、第八条並びに第九条ただし書の規定に基づき、並びに同令を実施するため、防災庁が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示

第一条　関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条の関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、防災庁が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等とする。

第二条　規則第四条及び第八条の行政機関等が定める技術的基準は、防災庁の使用に係る電子計算機と電気

通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第三条　申請等を行う者は、規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を光学式読取装置を用いて入力するときは、光学式読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2　行政機関等は、申請等を行う者が、規則第五条第二項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げる場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十一条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

一　申請等を行う者に係る規則第二条第二項第六号イからニまでに掲げる電子証明書を送信するとき　申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項

二　電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき

当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

三　申請等を行う者が、その定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、行政機関等がこれらの情報を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するとき　当該定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項

第四条　規則第五条第一項及び第二項の規定により申請等を行う者は、当該申請等について行政機関等が申請等を行おうとする者以外の者の電子署名を要することとしているときは、当該電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る電子証明書であって規則第二条第二項第六号イからニまでのいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

第五条　規則第五条第三項ただし書の行政機関等が申請等を行った者を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第五条第三項本文に規定する措置

二　行政機関等が指定する申請等を行う場合において、当該行政機関等から事前に入手した識別番号及び

暗証番号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　行政機関等が指定する申請等を行う場合において、前二号の措置を併せて講ずること。

第六条　規則第九条ただし書の処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第九条本文に規定する措置

二　処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を入力することにより、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録できるようにすること。

第七条　行政機関等は、規則第九条の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から当該行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。